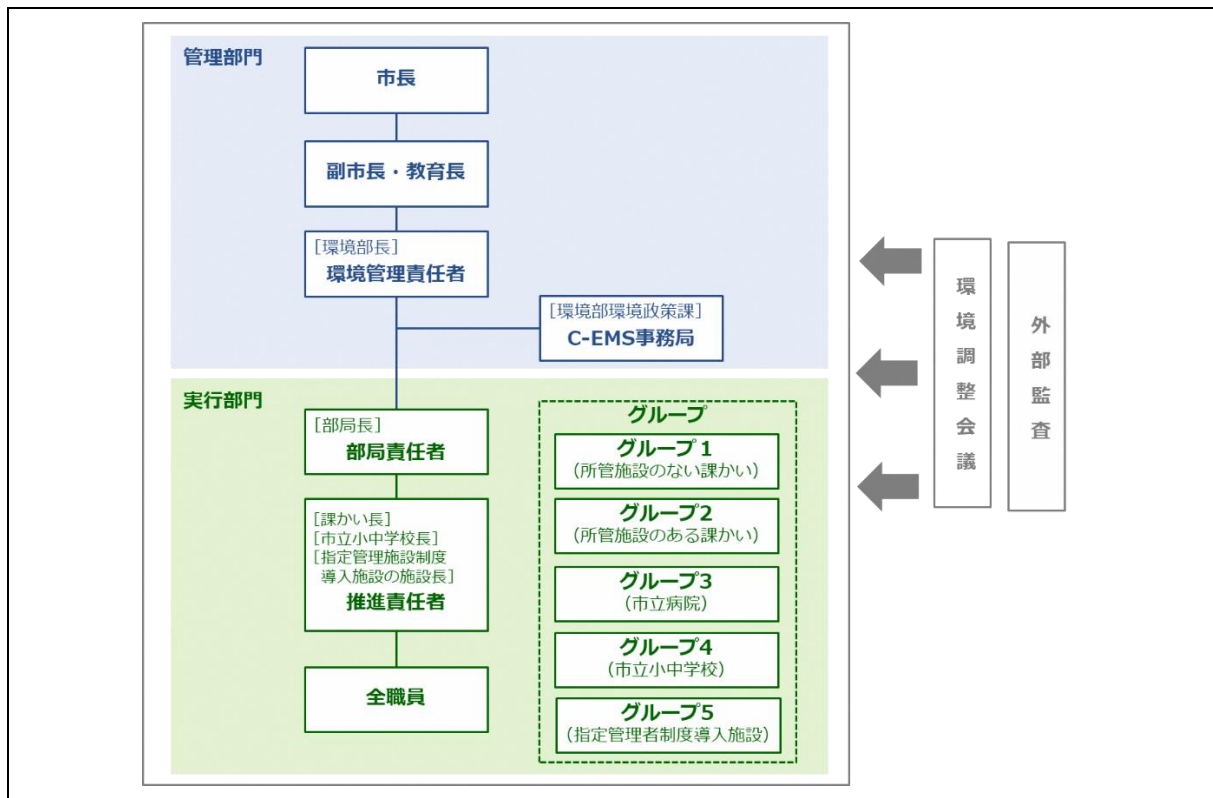


推進体制

1) 組織体制

C-EMS は、次のように課かい・施設ごとの事務事業の性質によって5つのグループに分け、それぞれに応じた取組を展開します。



グループ	対象	概要
1	所管施設のない課かい	・主に職場の省エネルギー・省資源活動を中心に取り組む
2	所管施設のある課かい	・施設所管課かい及びグループ3～5以外のすべての市の管理施設（無人施設を含む）が対象 ・職場の省エネルギー・省資源活動とともに、施設設備のエネルギー使用量の削減や環境法令の遵守等が重要となる
3	市立病院	・省エネ法の中長期計画書に基づく運用管理を実施する ・独自の枠組みによって環境活動を推進する ・C-EMSでは、主にエネルギー使用量の把握・報告、職員研修の受講等に関わる
4	市立小中学校	・茅ヶ崎市学校版 EMS「スクールエコアクション」（以下、「スクールエコアクション」という）に基づき環境活動を推進する ・C-EMSでは、環境法令の遵守やエネルギー使用量の把握を行う（事務局への報告は教育総務課及び学務課が実施）
5	指定管理者制度導入施設	・所管課かいと連携して環境活動に取り組む ・C-EMSでは、環境法令の遵守やエネルギー使用量の把握を行う（事務局への報告は所管課かいが実施）

2) 役割

C-EMS は、次の役割に基づき推進します。

C-EMS での役職名	役職等	役割
【管理部門】		
市長		・ C-EMS の総括、見直し指示
副市長・教育長		・ 全体の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の統括
環境管理責任者	環境部長	・ C-EMS の運用管理
C-EMS 事務局	環境部環境政策課 事務局長：環境政策課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ C-EMS の運用管理にかかる庶務 ・ 全体の目標達成状況の把握 ・ 全体の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の集計 ・ 各グループへの助言、支援 ・ 職員に対する意識啓発 ・ 取組実績の公表
【実行部門】		
部局責任者	部局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局における C-EMS の運用管理 ・ 部局の取組成果の総括、所管課かいへの指示 ・ 部局の取組成果の環境管理責任者への報告
推進責任者	課かい長 市立小中学校長 指定管理制度導入施 設の施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属における計画の策定、取組の推進及び振り返り ・ 環境法令の調査及び遵守状況の把握 ・ 施設のエネルギー使用量の把握 ・ 所属職員に対する環境教育の実施 ・ 表彰制度への応募（市立小中学校長を除く）
全職員		<ul style="list-style-type: none"> ・ C-EMS に定める取組の実行 ・ 研修等への参加、環境学習の実施 ・ 自己チェックの実施 ・ 表彰制度への応募（エコ自慢の報告）

① 環境調整会議

茅ヶ崎市環境基本条例第 12 条 1 項に規定されている、議長を市長、参加者を副市長、教育長、部局長とする会議です。C-EMS の運用成果の評価及び総括を行います。

② 外部監査

監査機関による C-EMS の取組状況の評価のことです。C-EMS の有効性を高めることを目的として、年 1 回実施します。